

件名	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	福祉課
関係課	なし
改正対象	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年松前町条例第6号）
根拠法令等	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第61号）
改正理由	<p>現在、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数については放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）に従い定めるものとし、その他の事項については設備運営基準を参酌するものとされている。</p> <p>本年6月7日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第26号）が公布され、市町村が条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、設備運営基準を参酌することとされた。</p> <p>国の基準、松前町の条例では放課後児童支援員認定資格研修を修了していない者であっても、放課後児童支援員の資格を満たし、平成32年（令和2年）3月31日までに修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことが可能となっている。（＝みなし支援員）</p> <p>内閣府資料ではみなし支援員の要否や在り方について各自治体で判断いただき、その判断を踏まえ、条例の適切な見直し等を検討いただく必要があるとなっているため、この経過措置について期間を延長したい。</p>
改正の主な内容	支援員の資格要件の緩和措置を3年間延長する
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	